

加入者各位

伊藤ハム健康保険組合

## 被扶養者調査(検認)の実施について

健康保険法施行規則第50条において、被扶養者として認定された方が継続してその基準を満たしているかどうかを確認するよう求められています。本来該当しない方が被扶養者のままであると、組合財政に影響を与え保険料の引上げ等被保険者の負担増につながるため、以下のとおり調査を実施いたします。

### 記

#### 1. 対象者

- ① 毎年度4月1日時点で18歳以上の被扶養者のうち、
- ② 適用事業所ごとに3年で1サイクルとなる周期で実施

適用事業所	実施年度	実施事業所
伊藤ハムフードソリューション株式会社	2022	2022年度：9事業所(1,068名)
伊藤ハムミート販売東株式会社	2022	2023年度：2事業所(893名)
伊藤ハムミート販売西株式会社	2022	2024年度：3事業所(942名)
IHミートパッカー株式会社	2022	
IHミートソリューション株式会社	2022	
アイエイチロジスティクスサービス株式会社	2022	
伊藤ハム米久ヒューマンサービス株式会社	2022	
伊藤ハム米久システム株式会社	2022	
伊藤ハムビジネスサポート株式会社	2022	
伊藤ハム米久フーズ株式会社	2023	
伊藤ハム米久プラント株式会社	2023	
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社	2024	
伊藤ハム株式会社	2024	
伊藤ハム販売株式会社	2024	

#### 2. 実施要領

マイナンバー情報連携の活用により収入確認等を事前照会(※1)した上で、以下の対象者に限定して調査を実施します。対象者には個別に調査票を配付しますので、その案内を基にご対応ください。

- ① 個人番号(マイナンバー)の登録がなく照会不能な方(※2)、もしくは個人番号(マイナンバー)の登録はあるものの何らかの事由により収入情報等が照会できない方
- ② 情報連携による照会の結果、扶養認定基準を満たさない可能性のある方

(※1) 通称：番号法に基づき「個人番号利用事務実施者」として他の機関(市区町村や日本年金機構等)と情報連携することが認められています。

(※2) 事業主経由で把握した個人番号(マイナンバー)を基に照会していますが、未登録の場合には情報連携による照会ができません。今後も定期的に調査を実施しますので、事業主への提出がまだの場合はすみやかにご提出ください。

以上